

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 境港市 個人

2 和解の要旨

県の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金240,000円を甲に、369,429円を乙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年6月1日

(2) 事故発生場所

西伯郡大山町御来屋地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、停止しようとして徐行していた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、追突のはずみで、和解の相手方甲所有の軽貨物自動車が、前方の和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。